

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更認可について

国が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が、平成 26 年 6 月 6 日に変更されたことを踏まえ、当社のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画についてもこれに従った変更を行い、平成 26 年 6 月 17 日付で環境大臣の認可を受けたのでお知らせ致します。

変更の主な内容

1. 処理体制の変更

- (1) 高圧トランス・コンデンサ等の一部については、従来の処理対象区域を越えて全事業所のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理能力を相互に活用して処理を行う体制に変更しました。
- (2) 安定器等・汚染物については、北九州事業所及び北海道事業所の 2 カ所の施設を活用し、全国の処理を行う体制に変更しました。

2. 計画的処理完了期限及び事業終了準備期間の設定

保管されている方々が当社に処理委託を行う期限として計画的処理完了期限を設けるとともに、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案して事業終了準備期間を設けました。

なお、当社は、計画的処理完了期限内であっても可能な限り早期に処理を完了するよう取り組んでまいります。

<連絡先>

日本環境安全事業株式会社

管理部経営企画課 渡辺、湯浅

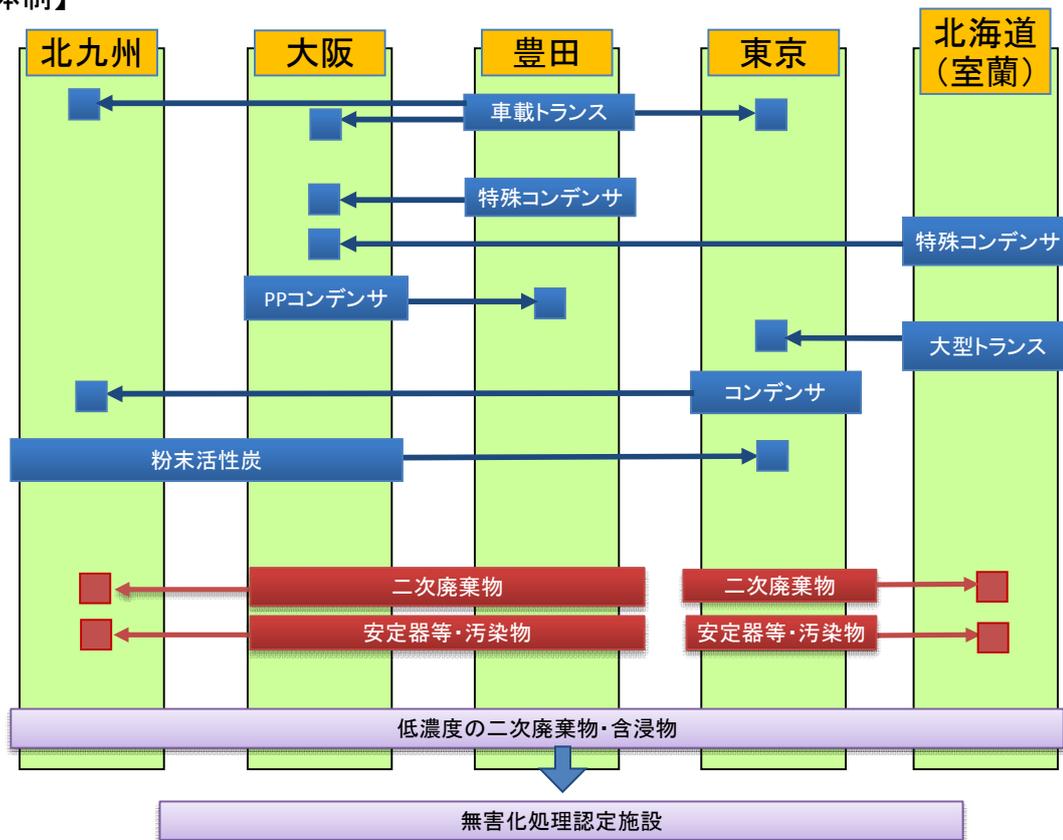
TEL : 03 - 5765 - 1909

FAX : 03 -5765 -1938

e-mail : jesco@jesconet.co.jp

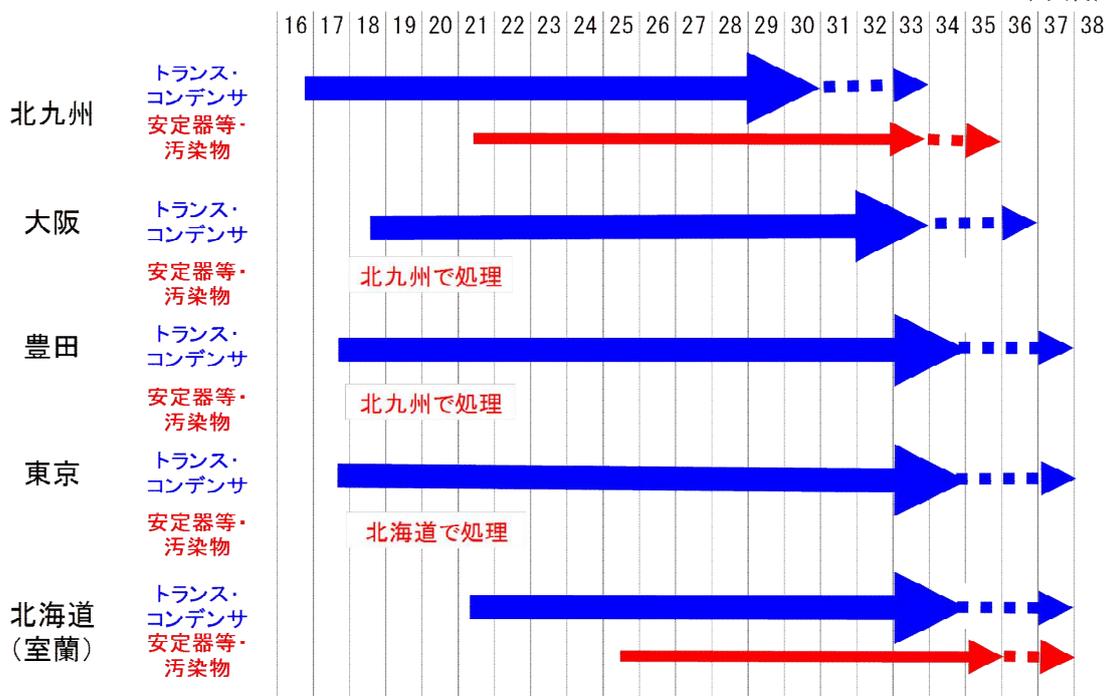
PCB廃棄物処理事業基本計画変更のポイント

【処理体制】



【計画的処理完了期限及び事業終了準備期間】

(平成)



計画的処理完了期限 (実線) : 保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限
 事業終了準備期間 (点線) : 今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの

出典 : 環境省 平成 26 年 6 月 6 日 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について (お知らせ)